

新公立高島病院改革プラン策定委員会設置規程

(設置)

第1条 公立高島病院（以下「高島病院」という。）の経営体質の強化及び町民から信頼され、かつ地域医療の中核的役割を担い、質の高い医療の提供ができる経営環境の確立を目指した公立高島病院改革プランを継承し、持続可能な高島病院の新たな経営計画（以下「新改革プラン」という。）を策定するため、新公立高島病院改革プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新改革プランの策定に関すること。
- (2) その他高島病院の経営改善に関し、必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、委員長代理及び委員で構成し、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。
- 3 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 委員会に諮る事項の事前調整、経営指標等に係る資料の収集、新改革プランの素案づくり等を行うため、委員会に新公立高島病院改革プラン策定幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、幹事長代理及び幹事で構成し、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会は幹事長が招集し、その議長となる。

(委員会の公開等)

第6条 委員会は、公開するものとする。ただし、委員長は、協議案件により委員会を非公開とすることができる。

- 2 委員会の協議経過及び結果については、広報誌その他の方法により町民に公開するものとする。

(事務局)

第7条 委員会及び幹事会の庶務を行うため、あらかじめ委員長が指名する職員が事務局を担当する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議して定める。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

番号	役 職 名	氏 名	備 考
1	高島町病院事業管理者	大 浦 利 延	委員長
2	副町長	渡 部 富士男	
3	公立高島病院院長	須 田 嵩	委員長代理
4	公立高島病院副院長	大 木 宏	
5	公立高島病院副院長	小 川 哲 司	
6	公立高島病院副院長	五十嵐 彰	
7	公立高島病院泌尿器科医長	泉 谷 健	
8	公立高島病院看護部長	竹 田 和 美	
9	公立高島病院診療技術部長	梅 津 敏 郎	
10	企画財政課長	齋 藤 利 明	
11	町民課長	吉 田 健 一	
12	福祉課長	佐 藤 健	
13	健康推進課長	高 梨 麗 子	
14	職員団体代表	大 滝 昭 一	
15	公立高島病院運営審議会会長	小笠原 庄 司	

別表第2（第5条関係）

番号	役 職 名	氏 名	備 考
1	公立高島病院小児科医長	石 川 孝 志	
2	公立高島病院事務長	高 橋 新 一 郎	幹事長
3	公立高島病院経営企画主幹	佐 藤 英 樹	幹事長代理
4	公立高島病院医事課長	亀 井 文 明	事務局
5	公立高島病院副看護部長	山 田 房 子	
6	公立高島病院看護師長（健診事業）	小 杉 利 江	
7	公立高島病院看護師長（医療安全）	大 木 実	
8	公立高島病院外来看護師長	島 津 はるみ	
9	公立高島病院2階病棟看護師長	高 橋 由 美	
10	公立高島病院3階東病棟看護師長	大河原 智恵子	
11	公立高島病院3階西病棟看護師長	渡 辺 寿美子	
12	公立高島病院人工透析室主任看護師	安 達 誠	
13	高島町訪問看護ステーション主任看護師	遠 藤 百合子	
14	公立高島病院薬局長	白 鳥 正 孝	
15	公立高島病院放射線科長	酒 井 信 明	
16	公立高島病院リハビリテーション科長	星 真 行	
17	公立高島病院栄養管理科長	須 田 千 景	
18	公立高島病院臨床検査科副科長	志 賀 美佐子	
19	企画財政課課長補佐	金 子 昭 一	
20	町民課課長補佐	曾 我 春 美	
21	福祉課課長補佐	村 上 奈美子	
22	健康推進課課長補佐	柴 田 賢 治	

2 3	企画財政課財政係長	島 津 敏	
2 4	公立高島病院健診係長	相 田 明 子	事務局
2 5	公立高島病院総務係長	大 浦 真由美	事務局
2 6	公立高島病院経営企画係長	木 戸 貴	事務局
2 7	公立高島病院用度係長	遠 藤 光 範	事務局